

再任用・再雇用職員・非常勤教員部ニュース

No. 312
2018.7.11

東京都公立学校教職員組合（東京教組）

再任用・再雇用職員・非常勤教員部

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-6-2 2F

TEL. 03-5276-1311 FAX. 03-5276-1312

再任用・再雇用職員・非常勤教員

HAND BOOK 2018 が完成しました！

昨年度の反省を踏まえ、夏休み前にお届けします。

夏休みの勤務計画などにご活用ください。

夏季休業を有効に生かしてリフレッシュを

～夏季休業中の勤務について～

1学期間の勤務、お疲れ様でした。新しく再任用、非常勤教員になられた方にとって、現職時代と異なる勤務状況の中でご苦勞もあったことと思います。職場の多忙化により、再任用職員、非常勤教員にもその影響がおよんでいます。

夏季休業中の勤務について再確認し、より有効に夏季休業の期間を活用して、リフレッシュしましょう。

○勤務日数は 7月は12日・13日・14日。 8月は11日。

再任用フルタイムの人を除いて、再任用短時間、非常勤教員の人勤務日数は、11日から14日となっております。（ただし、学校事務や栄養業務など行政職系の適用となっている方は、年間通してそれぞれ勤務すべき日数になっているため、7、8月も例月の勤務日数となっております。）

嘱託員・非常勤教員は、7月については12日あるいは13日。再任用短時間勤務は14日です。8月は、非常勤・再任用短時間勤務共に11日勤務です。各自4月に年間の割り振りを選択しています。

「夏休」（原則7/1～9/30）及び、年次有給をこの日数から減じることができます。

（勤務の仕方については、職場で話し合ってください。）

嘱託員・非常勤教員の勤務日数

年間の割り振りパターン／月	ア	7月	8月	イ	7月	8月	ウ	7月	8月
勤務日数		13	11		12	11		12	11

再任用短時間勤務

月	7月	8月
日数	14	11

○なぜ 最低 11 日出勤か

アンケート調査では「子どもたちが登校せず、しかも暑い中、なぜ出勤しなければならないのか。制度を変えられないか。」との意見が毎年寄せられます。夏季休業中にもかかわらず、最低 11 日勤務しなければならないのは、雇用保険との関係です。

雇用保険の失業給付の受給条件が「離職の日以前一年間に 11 日以上勤務した日が 12 ヶ月あること」となっていることによります。つまり、再雇用退職時に失業手当を取得するための条件を満たすために設定された日数です。

月別勤務日数が 10 日以下の月が 1 回でもあれば、受給条件に該当しなくなり、嘱託員、非常勤教員を終了したときの失業給付が受給できなくなるので、それをさけるため、授業のない 8 月でも 11 日勤務をしなければなりません。

○年休、夏休、職免を活用して夏季休業期間を有効に

勤務日数には、有給休暇日（年休）、夏季厚生休暇日（夏休）、職免も含まれますから、11 日間（ないし 14 日間）全部出勤することを意味するものではありません。年休、夏休、職免を利用して夏季休業期間の勤務に活かしていきましょう。

○夏季厚生休暇（夏休）について 今年度の取得期間は 7/1～9/30

「夏休」は、以下のようになっています。

再任用フルタイム・・・5日 再任用短時間勤務・・・4日

再雇用嘱託員・非常勤教員・・・・・・・・・3日

「夏休」のとれる期間は・・・2018 年度は 7 月 1 日から 9 月 30 日の間です。

「夏休」取得の注意事項は・・・

1. 時間休はとれません。1 日単位です。
2. 次年度繰越はできません。単年度単位となっています。

○日直、プール指導について

*嘱託員・非常勤教員の場合

嘱託員・非常勤教員の身分は、15 年度から一般職の非常勤職員となりました。しかし、定数外の身分のままです。夏季休業日の日直及びプール指導は身分上出来ないことはありませんが、もし任務執行中に事故があった場合、地方公務員法に基づく公務災害補償が適用はされるものの、代替えはありません。非常に不安定な身分になっています。また、児童生徒に対する責任が直接問われることもあります。

健康に留意し、自らの身分を守るためには慎重に対応した方が良いでしょう。

*再任用職員の場合

再任用職員は地方公務員法の一般職として位置づけられていますから、夏季休業日の日直、プール指導にあたることもできますが、短時間勤務職員の場合は、その月の勤務

日数を越えて勤務することはできませんので、その点を注意してください。

☆全ての管理職が、再任用職員の身分と労働条件に関して熟知しているとはかぎりません。私たちの置かれた立場をしっかりと主張していきましょう。

今後の主な予定

☆嘱託員・非常勤教員・再任用職員全員対象のアンケート調査（9月）
（全地区対象です。毎年実施～今年で25回目）

☆秋の交流会（会員・顧問・元嘱託員）

杉並区堀之内付近の歴史と文学散策（11月17日 土曜日に実施）

特集 東京教組は水岡俊一さんの

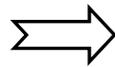
推薦を決定しました！

参議院全国比例は神本さんから水岡さんにバトンタッチ！

東京教組は、去る5月19日の定期大会で、来年夏に予定されている参議院議員選挙全国比例において、日政連議員として立候補予定の水岡俊一さんの推薦を決定しました。



神本みえ子 立憲民主党所属



水岡俊一 立憲民主党より立候補予定

現場の代表として、教職員の長時間労働問題についてただし、文科大臣から答弁を引き出し「学校現場の働き方改革」の先鞭をつけたのは水岡さん！

水岡さんは、現職だった16年4月14日の文教委員会での質疑の中で、教職員の超過勤務、多忙化に関わる文科大臣の認識を問いただし、「そもそも業務量の多さ、また対応すべき事案、様々な事案が学校で起きていますので、それに丁寧に対応している結果がこういう数値になっていて、私はこれは看過できない数字なのではないかと、そういう認識は持っております」という答弁を引き出しました。

また、学校における「労働安全衛生体制の整備について」「体制の整備が進まないのは、誰の認識不足なのか」と問い、「この認識不足というのは、御指摘の趣旨、例えば、学校の現場の直接の担当者だけではなくて、それをきちっと進めるための体制、環境を整える設置者あるいは行政関係者。労働安全衛生体制の整備状況につきましては、学校の組織運営を行う責任者が基本でございますので、例えば校長先生やその管理職等が中心となってこの認識不足の問題が起きているというのが私どもの認識でございます」という初等中当局長の答弁を得ています。

さらに、学校現場で休憩時間がほとんど取れていないことは法令違反ではないかと指摘し、これに対し文科大臣は「いわゆる児童生徒が校舎にいる中でそこから目を離すわけにはいかないという一つの責任感と同時に、抱えている業務が多過ぎて、つまり授業の準備であったり提出物の多さであったり部活動であったり、いわゆる校務分掌の中で寸暇を惜しんでそういった事務処理もせざるを得ないという現実が、休み時間があってもやはりのんびりと一人でお茶を飲んで休んでいるという空間もその時間もなかなか取ることができないという実態があるのだと私は想定されます。こういうことを踏まえた上で、勤務の環境のやっぱり整備については考えていかなければいけない問題だと、そう思っています」と答弁しました。

これ以外にも、学校現場で「勤務時間管理」がなされていない問題や「部活動」の問題なども、と現場の実態を踏まえて質問し、文科大臣・担当者の答弁を引き出しています。

★現場の実態を知る人を、国会・政治の場に送り出すことは、極めて重要です。全国の仲間と共に、水岡さんを支援していきましょう！

水岡俊一さんプロフィール

1956年6月生まれ 62歳

奈良教育大学卒業後、1980年4月より兵庫県三木市の中学校教員となる。

インドニューデリー日本人学校に勤務。1990年度より兵庫県教組役員を務める。

2004年第20回参議院議員選挙（兵庫県選挙区）に挑戦し、トップ当選を果たす。

2011年9月～2012年10月、民主党政権で総理大臣補佐官。

2016年夏の参議院議員選挙（兵庫県選挙区）で三選を目指すも惜敗。